

住宅宿泊管理業者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

住宅宿泊事業法の届出住宅における  
新型コロナウイルス感染症への対応に係る協力依頼について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理業者におかれましては、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別添】の内容を参照し、同様の対応を取ること。  
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

【住宅宿泊管理業に関すること】

近畿地方整備局 建政部

建設産業第二課 住宅宿泊管理業係

TEL 06-6942-1141 (内線6662)

FAX 06-6942-1854